

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和6年12月23日

世 田 谷 区

1 業務概要

(1) 件 名

①『新BOP学童クラブ用間食の購入「菓子類」(単価契約)』

(以下、「菓子類」という。)

②『新BOP学童クラブ用間食の購入「菓子類」アレルギー対応分(単価契約)』

(以下、「アレルギー対応分」という。)

(2) 業務内容

この業務は、世田谷区立小学校にある学童クラブ登録児童の間食として、以下の単価で、1日あたりの間食のカロリーは150～200kcal(ただし、調理品は200～300kcal)を目安に週単位のメニューを作成のうえ、区が指定する数量を準備し各新BOPに納品するものである。(仕様書(案)参照)

①菓子類

1人1食単価82円(税込) 1週あたり410円(実施日が5日の場合)

②アレルギー対応分

1人1食単価105円(税込) 1週あたり525円(実施日が5日の場合)

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 配送方法

①菓子類

全61ヶ所の学童クラブを、13～16ヶ所ずつ4つのブロックに分けて配送する。ブロックごとに週代わりで毎週異なる事業者が配送する。

②アレルギー対応分

年間を通して1つの契約事業者が全てのブロックに配送する。

※①と②を同事業者が受託することも可能。

2 参加資格

提案書の提出者は次にかかげる条件を満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 国税及び地方税について未納がないこと。

- (4) 平成31年度以降、学童クラブ（新BOP含む）、小学校、保育園および幼稚園等の児童施設（教育施設含む）に食品の納入実績があること。
- (5) 「新BOP学童クラブ間食納入事業者選定審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

※委員長：児童課長 寺西直樹

委員：地域学校連携課長 加野美帆

委員：児童課 児童育成担当係長 月岡弘志

委員：児童課 等々力児童館長 秀村聡

委員：地域学校連携課 地域学校連携担当係長 庄司悦子

委員：学校健康推進課 学校給食係 花田美希

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 業務意欲・業務理解

業務意欲が感じられ、児童に提供する間食であることに対する理解があること。

(2) 業務実績

同種業務・類似業務の受注実績があり、本業務を履行できる実績があること。

(3) 間食内容

間食の量や質などが児童に相応しいメニュー選定となっていること。

アレルギー対応が十分であること。

提案品目および種類が豊富であること。

(4) 品質管理能力

間食の製造・保管・配送における衛生面及び品質管理が適切であり、安全・確実な納品が可能であること。

(5) 配送力

配達可能な地域の範囲が十分であり、適切に配送計画が立てられていること。

(6) 価格・内容の妥当性

上記1(2)記載の単価のメニューとして妥当性があること。

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目22番35号

(区役所第2庁舎2階20番窓口)

世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当

電話 03-5432-2308

電子メール SEA02247@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和6年12月23日(月)から

令和6年 1月 8日(水)まで

イ 交付場所 (1)に同じ (区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 交付方法 (1)の窓口および世田谷区ホームページに掲載

HP: [世田谷区トップページ](#)→[子ども・教育・若者支援](#)

→[学校外での交流・遊びの場](#)→[学童クラブ](#)→[新BOP学童クラブ](#)

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年1月8日(水)午後3時まで必着

イ 提出場所 (1)に同じ (区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 提出方法 直接持参または簡易書留郵便で郵送(ファクシミリは不可)

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年2月6日(木)午後3時まで必着

イ 提出場所 (1)に同じ (区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 提出方法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (6) 詳細は、説明書(世田谷区新BOP学童クラブ用間食「菓子類」および「菓子類」アレルギー対応分購入契約プロポーザル実施要領)による。
- (7) 新BOP学童クラブ用間食の購入「菓子類」(単価契約)は、令和7年度の提案限度額を121,623,876円(4案件合計)としている。区との契約では単年度で予定価格2000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。

4 案件内訳

I 30,571,650円

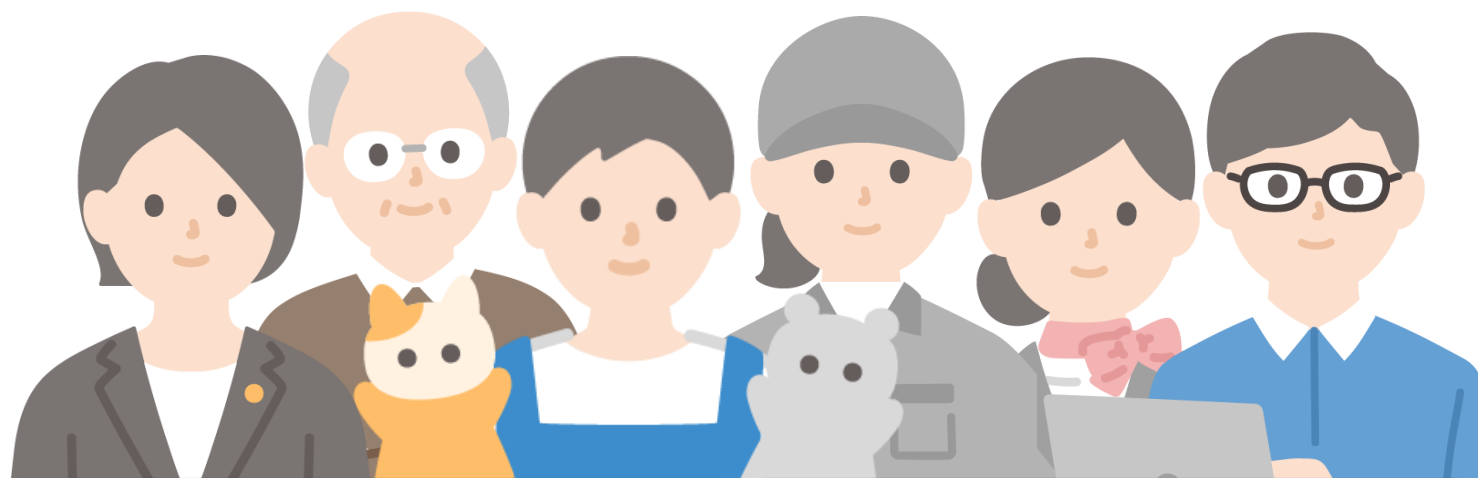
II 30,492,438円

III 30,319,500円

IV 30,240,288円

労働報酬下限額詳細は[別紙5](#)参照。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型 わ く 工	3,188円
普 通 作 業 員	2,699円	さく岩工	3,783円	大 工	3,060円
軽 作 業 員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左 官	3,273円
造 園 工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配 管 工	2,869円
法 面 工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	は つ り 工	3,039円
と び 工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防 水 工	3,634円
石 工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板 金 工	3,443円
ブ ロ ッ ク 工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サ ッ シ 工	3,230円
電 工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内 装 工	3,326円
鉄 筋 工	3,284円	高級船員	3,889円	ガ ラ ス 工	3,177円
鉄 骨 工	2,975円	普通船員	3,135円	建 具 工	2,859円
塗 装 工	3,475円	潜水土	5,015円	ダ ク ト 工	2,869円
溶 接 工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保 温 工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設 備 機 械 工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交 通 誘 導 員 A	2,019円
潜 か ん 工	3,730円	軌道工	5,780円	交 通 誘 導 員 B	1,764円
				上 記 以 外 の 職 種	1,460円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年12月19日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。